

2020年（令和2年）6月4日

村岡地区にお住まいの皆様へ

施設利用の再開について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除となったことを受けて、市民センター・公民館および地域市民の家の利用を次のとおり再開いたします。

なお、ご利用にあたっては、引き続き3密（密閉・密集・密接）を避けることをはじめ、マスク着用等の咳エチケット、手指消毒、使用前後の机・椅子の消毒等に努めていただくようお願いいたします。

①市民センター・公民館の貸室利用

※6月15日（月）に7月分予約の抽選会を行い、翌16日（火）から貸室を再開します。（当面の間、文化室およびロビーの利用はできません。）

②市民図書室の利用

※6月2日（火）から、予約確保資料の貸出と現在お借りになっている資料の返却を再開します。（当面の間、書棚エリアへの立入および閲覧席の利用はできません。）

③地域市民の家の貸室利用

※6月15日（月）は抽選会等の再開準備を行い、翌16日（火）から貸室を再開します。（詳細は運営委員さんにお尋ねください。）

市施設の利用方法に関しては、今後の新型コロナウイルスの感染状況に応じて変更する場合があります。最新の状況は藤沢市ホームページでご確認いただくか、担当課にお問い合わせください。

これまでの感染拡大防止に向けたご協力に感謝申し上げますとともに、今後もしばらくの間は皆様にご不便、ご負担をおかけすることとなりますが、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

（お問い合わせ先）

公民館・市民図書室について 村岡公民館 電話 0466-23-0634

地域市民の家について 市民自治推進課 電話 0466-50-3516